

東京2020 参画プログラム

申請ガイド

Ver.2.0

この申請ガイドは2019年2月1日より適用されます

公益財団法人 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

目次

参画プログラムのなりたち	P.2
オリンピック・パラリンピックの知的財産権について	P.4
参画プログラムについて	
参画プログラムにおいてできること①	
「オリンピック」「パラリンピック」「東京2020大会」等の文言使用	P.6
参画プログラムにおいてできること②	
東京2020参画プログラムマークの使用	P.7
参画プログラムにおいてできること③	
「東京2020公認プログラム」「東京2020応援プログラム」の呼称の使用	P.8
参画プログラムへの申請方法	P.9
主体登録申請	P.11
主体登録 要件	P.12
主体登録 申請の流れ	P.13
主体登録申請の注意事項	P.18
主体登録 代理申請	P.20
アクション申請	P.22
アクション申請 要件	P.23
アクション申請 対象とならないアクション	P.26
アクション申請 申請の流れ	P.27
アクション申請の注意事項	P.29
新規調達について	P.35
マーク等使用申請	P.36
マーク等使用申請 要件	P.37
マーク等使用申請 申請の流れ	P.38
マーク等使用申請の注意事項	P.39
実績報告	P.41
実績報告 報告の流れ	P.42
その他	P.44
お問合せについて	P.45

2020年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピック競技大会は、アスリートの祭典ですが大会への関わり方は様々です

2020年に向けてオールジャパンで盛り上げていくため大会に関連する多くの事業・イベントを全国で行い、多くの方々に東京2020大会に参画していただきたいと考えています

東京2020大会では【スポーツには世界と未来を変える力がある。1964年大会は日本を変えた。東京2020大会は世界に変革をもたらす大会とする】との目標を掲げています

世界中の最高のアスリートが集う世界最大のスポーツイベントであるオリンピック・パラリンピックには無限の力があります。その力で、東京、日本そして世界をより良くし、聖火リレーのように、次代を担う子供たちにその灯を手渡したいと考えています

スポーツだけでなく、文化芸術や地域での世代を超えた活動・被災地への支援など、みんなが参加し未来につなぐプログラムです

これら未来をつなぐプログラムを通じて、東京2020大会終了後に残る有形無形の効果や影響、つまり【オリンピック・パラリンピックレガシー】の創出を目指しています

東京2020参画プログラムとは

アクション&レガシープラン

東京2020大会に参画しよう。そして未来につなげよう
一人でも多くの方が参画【アクション】し、大会をきっかけにした
アクションの成果を未来に継承する【レガシー】創出のためのプラン

東京2020大会を盛り上げ次世代へつなぐ
レガシーを創出するためには
より多くの団体の協力が不可欠であると考えます

より多くの団体の方々が、多くの取組みを行える仕組み、
それが
「東京2020参画プログラム」です

参画プログラムの枠組

対象

ステークホルダー（※1）や非営利団体等（※2）が行う、東京2020大会に向けた参画や機運醸成、および大会後のレガシー創出に向けた**事業・イベント等**（以下、**アクション**）を対象としています

※1：各府省庁、開催都市、会場関連自治体、大会スポンサー、大会放送権者、JOC、JPC等の組織・団体

※2：※1以外の自治体や連携大学、非営利活動法人、自治会・町内会、商店街、任意団体等の組織・団体

分野

多くの方々の参画を目指し、

【スポーツ・健康】 【街づくり】 【持続可能性】 【文化】 【教育】
【経済・テクノロジー】 【復興】 【オールジャパン・世界への発信】

の8つの分野から構成されています

東京2020参画プログラム

※主体となる団体の属性により、使用できるマークや文言使用のルールが異なります

東京2020公認プログラム



東京2020応援プログラム



スポーツ・健康

街づくり

持続可能性

文化

教育

経済・
テクノロジー

復興

オールジャパン・
世界への発信

知的財産の取扱い

知的財産権を保護する理由

オリンピック・パラリンピックに関する大会エンブレムや大会名称をはじめとする知的財産に関しては、**公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、組織委員会）**、**IOC**または**IPC**等が知的財産権を保有しており、東京2020大会に向けて、日本国内では組織委員会がその管理を任されています

組織委員会では、東京2020大会の準備と安定的な運営および日本のアスリートの育成・強化に必要な財源を調達するために、JOCおよびJPCと一体となり、これらの知的財産を活用したマーケティング活動を実施しています

オリンピック・パラリンピックマーク等の無断使用、不正使用ないし流用はアンブッシュ・マーケティングと呼ばれ、IOC・IPC等の知的財産権を侵害するばかりでなく、大会スポンサー等からの協賛金等の減収を招き、ひいては大会の運営や選手強化等にも重大な支障をきたす可能性があります

したがって、オリンピック・パラリンピックの円滑な大会運営や選手強化のために、組織委員会は、商標法、不正競争防止法、著作権法等の国内法の遵守・徹底を啓蒙し、知的財産の保護を行う必要があります

【参考】オリンピック憲章（抄）

第1章 規則7 オリンピック競技大会とオリンピック資産に関する権利

4項 オリンピックのシンボル、旗、モットー、讃歌、特定できる言葉（オリンピック競技大会、オリンピック競技大会などであるが、それらに限らない）、連想させる映像・音声、マーク、聖火、トーチは、オリンピック憲章規則8から14に定義するとおり、集合的または個別的に「オリンピック資産」と便宜上呼ぶものとする。いかなる、そして全てのオリンピック資産に関するあらゆる権利、およびそれらを使用する全ての権利は、利潤目的、商業目的、宣伝目的のための使用を含むがそれのみに限らず、独占的にIOCに帰属する。IOCはその権利の全体あるいは一部を、IOC理事会の定める条件により、使用の許諾をする。

知的財産の取扱い

オリンピック・パラリンピックに関する知的財産

これらの知的財産は、一部のステークホルダーに、一定の条件の下使用が許されており、それ以外の組織・団体は使用できません

■ 具体的な知的財産の例

大会関連マーク等	●オリンピックシンボル	●パラリンピックシンボル（スリー・アギトス）	
	●大会エンブレム	●大会マスコット	●ピクトグラム
	●大会モットー	●JOC第1エンブレム	●JOC第2エンブレム
用語	●オリンピック	●パラリンピック	●オリンピアド
	●聖火	●聖火リレー	●トーチ
	●トーチリレー	●がんばれ！ニッポン！	●Spirit in Motion
	●より速く、より高く、より強く		
大会正式名称	●第32回オリンピック競技大会	●東京2020パラリンピック競技大会	
大会通称	●東京2020オリンピック競技大会		
	●東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会		
大会略称	●東京2020大会	●Tokyo 2020	●東京2020
その他	●オリンピックに関する用語・画像・音声		

【大会エンブレム】



【大会画像】



▶ 詳細は組織委員会公式Webサイト「大会ブランド保護基準」をご参照ください

参画プログラムにおいてできること①

「オリンピック」「パラリンピック」「東京2020大会」等の文言使用

- 参画プログラムの認証を受けることにより、組織委員会の指定した範囲・方法でオリンピック・パラリンピックに関する知的財産の一部を使用できます

《使用可能な知的財産の例》

用語	「オリンピック」「パラリンピック」「オリンピアド」
大会正式名称	「第32回オリンピック競技大会」「東京2020パラリンピック競技大会」
大会通称	「東京2020オリンピック競技大会」 「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」
大会略称	「東京2020大会」「Tokyo 2020」「東京2020」

等

- 文言の使用にあたり、公認プログラムと応援プログラムで使用ルールが異なります

《東京2020公認プログラム》

公認プログラムに認証された事業では、事業・イベントのタイトルや説明に文言を使用できます

例) イベントのタイトルに、「オリンピック」の文言を使用する

事業名 : 『[オリンピックの盛り上げに向けたウォーキング大会](#)』

《東京2020応援プログラム》

応援プログラムに認証された事業では、事業・イベントのタイトルには使用できませんが、内容説明文などには文言を使用できます

例) イベントの概要説明に「オリンピック・パラリンピック」の文言を使用する

事業名 : ○○○○イベント

事業概要 : …[オリンピック・パラリンピックに向けた](#)○○○○を実施します…

➤ 文言の使用にあたっては、P.29もご参照ください

参画プログラムにおいてできること②

東京2020参画プログラムマークの使用

- ・ 参画プログラムの認証を受けると、東京2020参画プログラムマーク（以下、参画マーク）を使用できます
- ・ 公認プログラムには東京2020公認マーク（以下、公認マーク）、応援プログラムには東京2020応援マーク（以下、応援マーク）を使用できます

《東京2020公認プログラム》



《東京2020応援プログラム》



- ・ マークには公認・応援プログラムそれぞれで分野別、デュアル・オリンピックエンブレム・パラリンピックエンブレム（公認プログラムのみ）、英語・日本語表記、カラー・モノクロ、外枠のあり・なしがあります

例)



- 使用の際には最小サイズの規定があります（詳細は「東京2020公認マーク／東京2020応援マークガイドライン」P.5をご参照ください）
- 期間限定で使用可能なマークを提供する場合があります

参画プログラムにおいてできること③

「東京2020公認プログラム」「東京2020応援プログラム」の呼称の使用

認証されたアクションに、呼称を使用することが出来ます

使用例)

(アクション名) は、東京2020公認プログラムです

(アクション名) は、東京2020応援プログラムに認証されました

「東京2020公認プログラム」

公認プログラムに認証された事業では、事業の告知・実施・報告等の際に以下の呼称文言を使用できます

東京 2020 公認プログラム

認証された分野別に、以下の呼称文言を使用できます

東京 2020 公認プログラム (スポーツ・健康)

東京 2020 公認プログラム (街づくり)

東京 2020 公認プログラム (持続可能性)

東京 2020 公認文化オリンピック

東京 2020 公認教育プログラム (ようい、ドン!)

東京 2020 公認プログラム (経済・テクノロジー)

東京 2020 公認プログラム (復興)

東京 2020 公認プログラム (オールジャパン・世界への発信)

「東京2020応援プログラム」

応援プログラムに認証された事業では、事業の告知・実施・報告等の際に以下の呼称文言を使用できます

東京 2020 応援プログラム

認証された分野別に、以下の呼称文言を使用できます

東京 2020 応援プログラム (スポーツ・健康)

東京 2020 応援プログラム (街づくり)

東京 2020 応援プログラム (持続可能性)

東京 2020 応援文化オリンピック

東京 2020 応援教育プログラム (ようい、ドン!)

東京 2020 応援プログラム (経済・テクノロジー)

東京 2020 応援プログラム (復興)

東京 2020 応援プログラム (オールジャパン・世界への発信)

※参画プログラムは、事業・イベント等を認証するものです。組織・団体について、HPや告知物等で呼称を使用することはできません

参画プログラムへの申請方法

全体のフロー

参画プログラムの申請は、以下の4段階があります

申請	概要・必要な書類等
① 主体登録	<p>参画プログラムを実施する主体となる組織・団体について登録</p> <p>【提出書類】</p> <p><全ての組織・団体が提出する書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 誓約書兼同意書 <p><組織・団体の法人格または区分により提出する書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 現在事項全部証明書 ■ 団体の存在を証明する書類 ■ 活動内容がわかる資料 ■ 団体の定款 ■ 実行委員会等の構成団体一覧
② アクション申請	<p>実施する事業・イベントの内容の申請</p> <p>【提出書類】</p> <p><必ず提出する書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 企画書または事業計画書・事業体制図 ■ 収支計画書 <p><該当する場合に提出が必要な書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 入場料等の料金体系がわかる資料 ■ 出展者一覧と出展金額がわかる資料 ■ 実行委員会等の構成団体一覧
③ マーク等使用申請	<p>参画プログラムマークや文言を使用した告知物等のデザインの申請</p> <p>【提出書類】</p> <p><必ず提出する書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ マークを使用する制作物等のデザインデータ
④ 実績報告	<p>実施したアクションの内容の報告</p> <p>【提出書類】</p> <p><必ず提出する書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 事業報告書またはニュースリリース ■ 開催時の記録画像（参画プログラム特設サイト上で公開）

※ その他の書類の提出を求める場合があります

※ IOCが情報を必要とした場合や組織委員会の審査等プロセスにおいて疑義が生じた場合、IOCと協議することがあります

参画プログラムへの申請方法

申請準備

参画プログラムの申請は、**すべてWEB上からのみ受け付けています**
 メールや郵送での受付は行っていません（組織委員会が指定した場合を除く）

申請は『参画プログラム特設サイト』から行います
 主体登録の申請は、トップページ右上の、「初めての方（「申請の流れ」へ）」のページから行ってください

【参画プログラム特設サイト】

<https://participation.tokyo2020.jp/jp/>

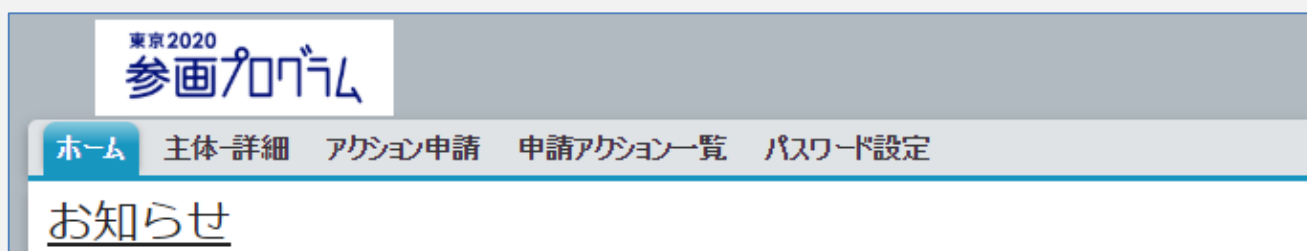


《主体登録の完了後、作成された「マイページ」からできること》

- ・アクション申請／マーク使用等申請／完了報告 ※修正等を含む
- ・申請した内容や現在の申請状況などのステータスの確認＊
- ・開催情報の追加
- ・過去の申請の検索
- ・参画マークのダウンロード
- ・担当者情報の変更 等

*一部のアクションでは開催情報の参照・修正を行えない場合があります

【「マイページ」画面】 ※主体登録認証後の画面



※入力方法等の詳細は「参画プログラム入カマニュアル」をご参照ください

主体登録申請

主体登録 要件

参画できる団体

東京2020参画プログラムにアクションを申請するには、日本国内に拠点があり、国内での活動実績がある団体からの主体登録が必要です
対象となる団体は、以下の一覧をご確認ください

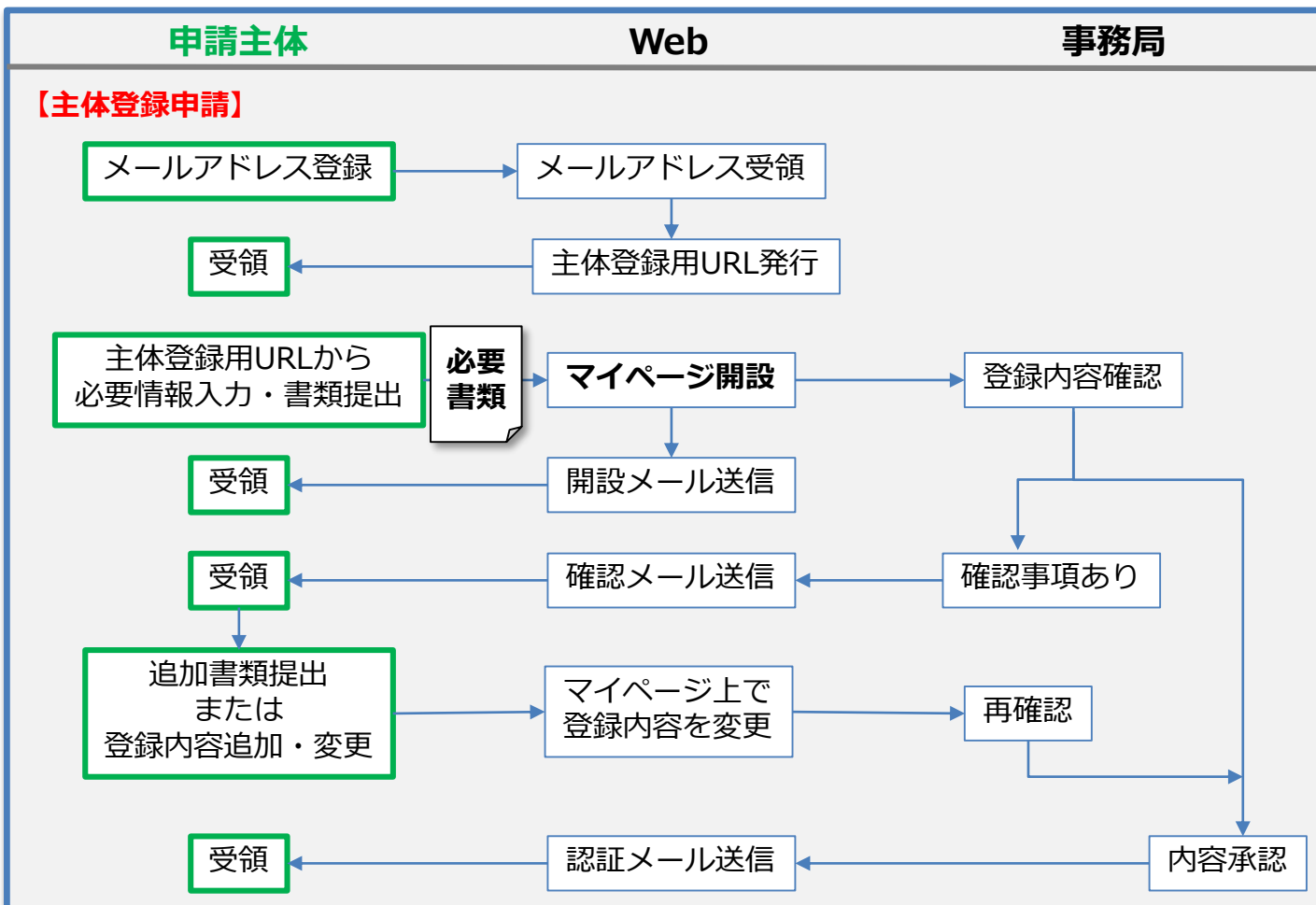
	法人格等の区分	該当する団体
公認	東京都／都内区市町村／各府省庁／会場関連自治体／JOC、JPC／大会放送権者／大会スポンサー／東京2020組織委員会	左記の通り
	会場関連自治体を除く地方自治体	左記の通り
応援	スポーツ関連団体	日本障がい者スポーツ協会、日本スポーツ振興センター、日本スポーツ協会、日本アンチ・ドーピング機構、日本レクリエーション協会
		以下のいずれかに加盟するスポーツ関連団体 ・日本障がい者スポーツ協会 ・日本スポーツ協会 ・日本レクリエーション協会 ・東京都体育協会
		上記以外のスポーツ関連団体
	経済関連団体	経済界協議会（構成団体含む）、または以下のいずれかの関連団体 ・日本商工会議所 ・全国商工会連合会
		上記以外の経済関連団体
	国際機関・大使館	在日機関であり国内においてのみ限定 ※国際機関の区分に関しては組織委員会が判断を行う
	公益法人等	公益財団法人、公益社団法人、認定NPO法人、社会福祉法人、独立行政法人、特殊法人（株式会社を除く）
	連携大学等	組織委員会と連携協定を締結している大学・短期大学
	大学（連携大学以外）・高等専門学校	国立または私立の場合は学校法人、準学校法人を対象（株式会社を除く）
	専修学校（専門・一般）・各種学校	公立または私立の場合は学校法人、準学校法人を対象（株式会社を除く） また、教育プログラム対象校を除く
自治会・町内会等、商店街	主体登録は所在地の自治体が代理申請を行う ※個別商店・企業等は対象外	
その他非営利団体等	一般財団法人、一般社団法人、NPO法人、共同組合、任意団体等の非営利団体	

▶ 対象となる団体は組織委員会が判断します

主体登録 申請の流れ

主体登録の申請フロー

WEB上から主体登録申請を行います



提出書類

全ての組織・団体が提出する書類

①-A	誓約書兼同意書	P.15
-----	---------	------

組織・団体の法人格または区分により提出する書類

①-B	現在事項全部証明書 または 団体概要申告書	P.16
①-C	管理する団体が発行する『主体登録団体証明書』	P.16
①-D	公的団体が発行する『主体者確認書』	P.17
①-E	活動内容がわかる資料	P.17
①-F	団体の定款	P.17
①-G	実行委員会等を構成する団体の一覧	P.18

主体登録 申請の流れ

団体の区分別必要書類の一覧

	法人格等の区分	誓約書兼同意書 P.15	現在事項 全部証明書 または 団体概要 申告書 P.16	団体の存在を証明する書類		その他 P.17	
				管理する団体が 発行する主体登 録団体証明書 P.16	公的団体が 発行する 主体者確認書 P.17		
公認	① 東京都/都内区市町村/各府省庁/会場関連 自治体/JOC、JPC/ 大会放送権者/大会スポンサー/ 東京2020組織委員会	●					
	② 会場関連自治体を除く地方自治体	●					
スポーツ 関連 団体	③ 日本障がい者スポーツ協会、 日本スポーツ振興センター、 日本スポーツ協会、 日本アンチ・ドーピング機構、 日本レクリエーション協会	●					
	④ 以下のいずれかに加盟するスポーツ関連団体 ・日本障がい者スポーツ協会 ・日本スポーツ協会 ・日本レクリエーション協会 ・東京都体育協会	●		●			
	⑤ 上記以外のスポーツ関連団体	●	●		●		
	経済 関連 団体	⑥ 経済界協議会（構成団体含む）、 または以下のいずれかの関連団体 ・日本商工会議所 ・全国商工会連合会	●		●		
		⑦ 上記以外の経済関連団体	●	●		●	
	応援	⑧ 国際機関・大使館	●				
		⑨ 公益法人等	●	●			
⑩ 連携大学等		●					
⑪ 大学（連携大学以外）・高等専門学校		●	●				
⑫ 専修学校（専門・一般）・各種学校		●	●				
⑬ 自治会・町内会等、商店街		●					
⑭ その他非営利団体等		●	●		●	・活動内容がわかる書類 ・団体の定款	

- 主体が実行委員会等である場合は、主体登録時に「実行委員会等を構成する団体の一覧」の提出が必要となります（P.18をご参照ください）
- 管理団体が発行する主体登録団体証明書の発行方法については、それぞれの管理団体へお問合せください

主体登録 申請の流れ

必要書類（全ての団体が提出）

①-A 誓約書兼同意書

参画プログラム特設サイトからダウンロードし、内容確認の上、提出用書類に記名・押印して提出

誓約書兼同意書 2017年7月改訂版

提出用 見本

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
会長 森 喜朗 殿

誓約書兼同意書

当団体は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「貴法人」といいます。）に対して、2020年に開催される第32回オリンピック競技大会及び東京2020パラリンピック競技大会（以下、総称して「本大会」といいます。）に関する東京2020参画プログラムを構成する東京2020公認プログラム又は東京2020応援プログラムとして、当団体が申請し、都度貴法人から承認を受けた全ての事業又はイベント（以下「本アクション」といいます。）について、本アクションの実施、並びに、東京2020公認プログラム又は東京2020応援プログラムに関するロゴマーク及びプログラム名称（「オリンピック」、「パラリンピック」、「東京2020大会」等の大会名称等その他の本大会を想起させる文言を含み、以下、総称して「マーク等」といいます。）の使用に関し、「東京2020参画プログラム実施条件」に定められた事項を厳守します。

平成 年 月 日

住 所：
名 称：
代 表 者：

7

⑧

「記入日」「住所」「組織・団体名」「代表者」を記入してください

原則、団体印を押印しやむを得ない場合は代表者印を押印してください

- 全ての書類・資料は電子ファイル（pdf/jpg/png形式）にて提出してください
- 提出書類様式は変更の可能性がありますので、東京2020参画プログラム特設サイトで最新版を入手の上、提出してください
- フォーマットを変更せずにご使用ください

主体登録 申請の流れ

必要書類

①-B 現在事項全部証明書 または 団体概要申告書

提出が必要な団体： ⑤ ⑦ ⑨ ⑪ ⑫ ⑭

《法人格を有する団体》

法務局が発行する『現在事項全部証明書』を提出
 ※発行から半年以内のもの

《法人格を有しない団体》

参画プログラム特設サイトよりダウンロードした
 『団体概要申告書』に記入・押印し提出

平成 年 月 日

公益財団法人東京オリンピック・
パラリンピック競技大会組織委員会

見本

団体概要申告書

東京2020参画プログラムの趣旨及び貴法人が制定する「東京2020参画プログラムガイドライン」の内容を理解し、次の通り当団体について申告します。

組織・団体名称		
郵便番号		
所在地		
住所		
連絡先		
設立年月日	年	月 日
目的及び事業		
団体の体制	役職	氏名

上記記載内容に相違ありません。

組織・団体名
代表者 _____ **印**

原則、団体印を押印しやむを得ない場合は
代表者印を押印してください

①-C 管理する団体が発行する『主体登録団体証明書』

提出が必要な団体： ④ ⑥

④ 以下のいずれかに加盟するスポーツ関連団体が、
管理団体から発行される書類

- ・日本障がい者スポーツ協会
- ・日本スポーツ協会
- ・日本レクリエーション協会
- ・東京都体育協会

⑥ 以下のいずれかに関連する経済関連団体が、
管理団体から発行される書類

- ・日本商工会議所
- ・全国商工会連合会

管理する団体から通知された
団体番号を記入してください

管理する団体の団体名・代表者名・
押印があることを確認してください
※自団体のものではありません

月 日

見本

●●協会
東京2020参画プログラム主体登録団体

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック
競技大会組織委員会 御中

団体名 _____
代表者名 _____ **印**

記

当証明書を受領した団体が●●協会に加盟する団体であることを証明します。なお、当証明書は、東京2020参画プログラムにおける団体証明の目的以外に使用することはできません。

以上

■申請団体記入欄

団体番号 _____

団体名称 _____

申請する団体の名称を記入してください
※押印は不要です

- 全ての書類・資料は電子ファイル（pdf/jpg/png形式）にて提出してください
- 提出書類様式は変更の可能性がありますので、東京2020参画プログラム特設サイトで最新版を入手の上、提出してください
- フォーマットを変更せずにご使用ください

主体登録 申請の流れ

必要書類

①-D 公的団体が発行する『主体者確認書』

提出が必要な団体： ⑤ ⑦ ⑭

自治体から発行される書類
発行方法の詳細は、所在地の自治体にお問い合わせ
ください

自治体などの公的機関が記入・
押印した書類を提出してください

どちらかにチェックが入っている
ことを確認してください

①-E 活動内容がわかる資料

提出が必要な団体： ⑭

申請する団体が過去に行ってきた活動内容がわかる資料（活動報告書やチラシ等）を提出
してください

①-F 団体の定款

提出が必要な団体： ⑭

団体の定款を提出してください
定款が無い場合は、直近年度の「会計報告書」を提出してください

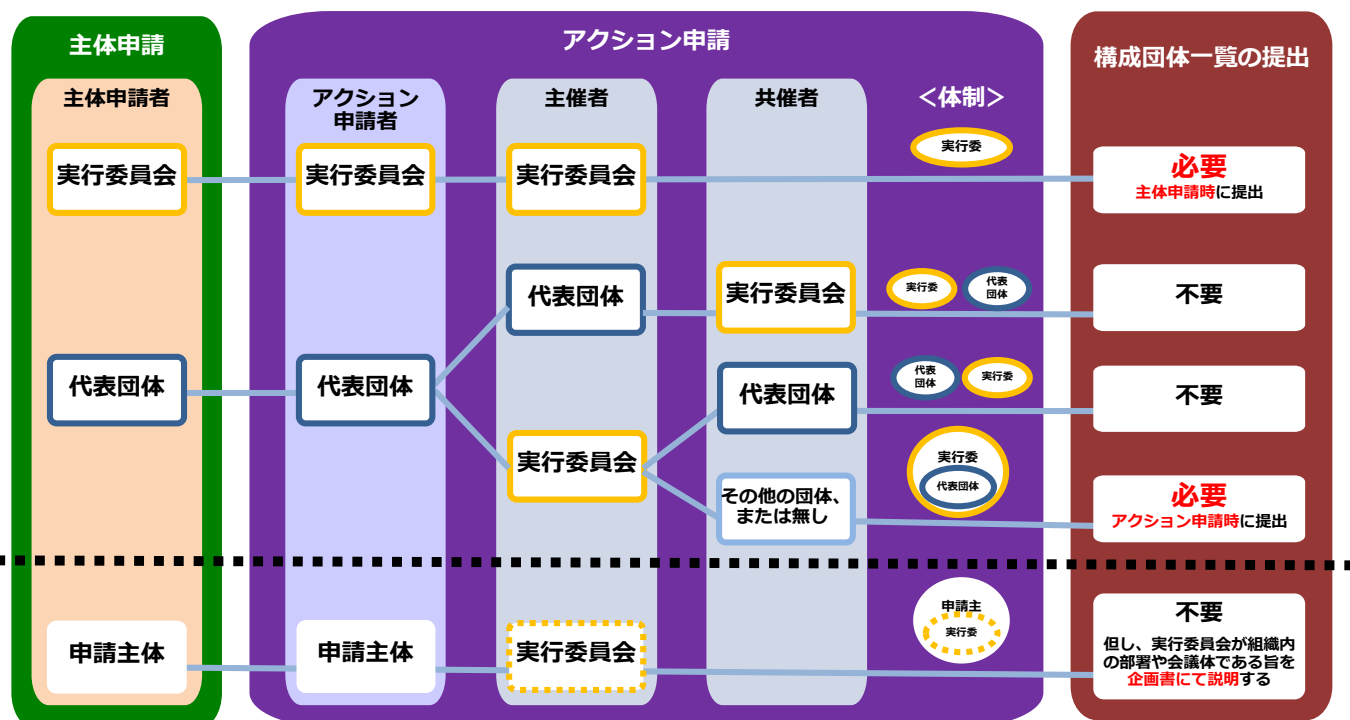
- 全ての書類・資料は電子ファイル（pdf/jpg/png形式）にて提出してください
- 提出書類様式は変更の可能性がありますので、東京2020参画プログラム特設サイトで最新版を入手の上、提出してください

主体登録申請の注意事項

アクションの主催者が実行委員会等である場合の主体登録申請 – 1

- ・主催者が実行委員会等、複数団体で構成されている（以下、実行委員会とする）場合、
①事務局等の全体を管理する組織、または、**②代表団体もしくは幹事団体等**（以下、**代表団体とする**）が主体登録申請してください
- ・申請内容について調整事項が発生した場合に、確実に連絡が取れ対応が可能なご担当者名で申請を行ってください

【実行委員会等による主体申請、アクション申請の流れ】



* 上図については、P.30「実行委員会等が関与するアクション」をあわせてご覧ください

①事務局等の全体を管理する組織が、実行委員会の名前で、主体登録申請を行う

- ・法人格は「その他非営利団体等」となり、応援プログラムにご参加頂くこととなります
- ・主体登録時に、『実行委員会等を構成する団体一覧』を提出してください

《例》

団体A（全体を管理する組織）、団体B、団体Cで構成される「●●実行委員会」が、主体登録申請を行う

申請する組織・団体名	●●実行委員会	申請を行う組織	団体A
法人格等	その他非営利団体等	実行委員会等を構成する団体一覧の提出	主体登録時に提出

主体登録申請の注意事項

アクションの主催者が実行委員会等である場合の主体登録申請 – 2

②代表団体が、主体登録申請を行う

- ・代表団体の法人格により、公認プログラムもしくは応援プログラムどちらに参画して頂くかが決まります
 - 公認プログラムに参加可能な団体が代表団体として主体登録をした場合
=公認プログラムに参画
 - 応援プログラムに参加可能な団体が代表団体として主体登録をした場合
=応援プログラムに参画
- ・アクション申請時に、『実行委員会等を構成する団体一覧』を提出してください

《例》

団体A、団体B、団体Cで構成される「●●実行委員会」の内、団体Aが主体登録を行う

申請する組織・団体名	団体A	申請を行う組織	団体A
法人格等	団体Aの法人格	実行委員会等を構成する団体一覧の提出	アクション申請時に提出

実行委員会等に関するアクション申請については、P.30をご参照ください

- ※実行委員会等は原則、「東京2020参画プログラムガイドライン「2(1)1) 実施主体に関する要件」を満たしている団体が、少なくとも一団体以上参加していなければなりません
- ※実行委員会の構成団体のうち「東京2020参画プログラムガイドライン「2(1)1) 実施主体に関する要件」を満たしている団体は、会場や告知物等で団体名を露出できます

施設の主体登録

- ・参画プログラムでは、施設そのものが主体となることはできません。施設の管理・運営を行っている組織・団体から主体登録申請を行ってください

主体登録認証後

- ・参画プログラムは、事業・イベント等を認証するものです。主体登録が認証されても、主体登録認証の事実について、HPや告知物等でのPRはできません

主体登録 代理申請

自治会・町内会等、商店街の主体登録

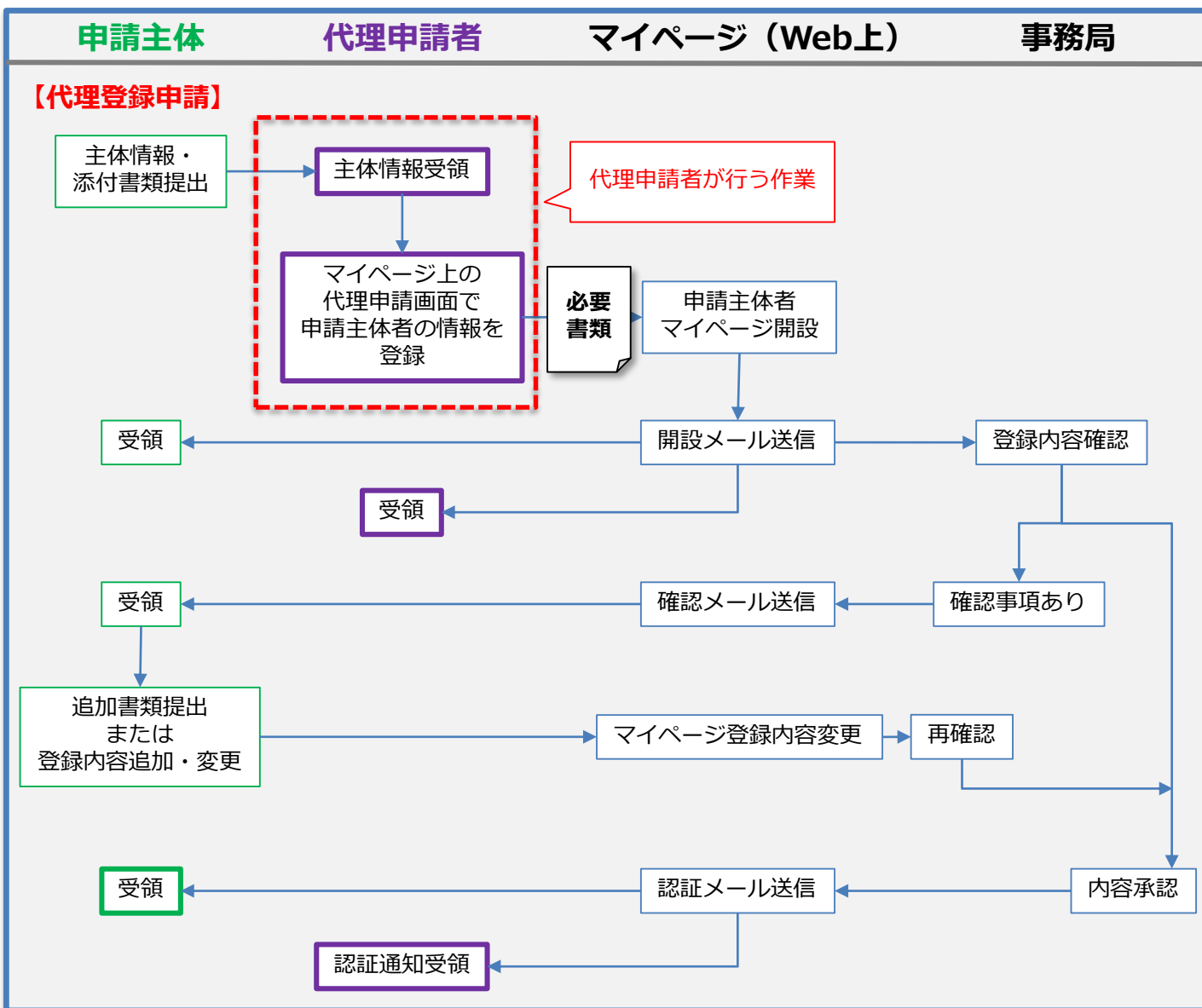
自治会・町内会等、商店街は、所在する自治体（主体登録認証済）からの代理申請が必要です

自治会・町内会等、商店街の主体登録フロー

- ① 申請主体者（自治会、町内会等、商店街）は代理申請者に、主体情報と必要な書類を提出してください
- ② 代理申請者が代理申請を行うと、申請主体者のマイページが開設されます
- ③ 開設メール及び認証通知メールは、申請者・代理申請者の双方に送信されます

※申請内容に確認があり、訂正が必要な場合は、申請主体者が対応を行います

※代理申請者は、情報の訂正等を行うことができません



主体登録 代理申請

代理申請の参考書類

代理申請を依頼する際の参考申請フォーム

使用する団体：自治会・町内会等、商店街

- ・参画プログラム特設サイトからダウンロードができます
- ・下記は主体登録に必要なとなる入力項目をまとめた様式の一例です
- ・詳細は所在自治体の窓口でご確認ください

東京2020参画プログラム <町内会・自治会等/商店街>主体登録代理申請フォーム	
項目	記入欄
◇必須事項	
組織名・団体名	
組織名・団体名（フリガナ）	
部署名<任意>	見本
主担当者氏名	
主担当者氏名（フリガナ）	
電話番号	
メールアドレス	
FAX番号<任意>	
郵便番号	
連絡先住所（都道府県・区市町村・町名 番地・建物名・部屋番号等）	
法人格等	町内会・自治会等/商店街
◇以下必要な場合に使用	
副担当者①氏名	
副担当者①氏名（フリガナ）	
副担当者①連絡先電話番号	
副担当者①メールアドレス	
副担当者②氏名	
副担当者氏名②（フリガナ）	
副担当者②連絡先電話番号	
副担当者②メールアドレス	

<2017.07.20版>

➤ 提出書類様式は変更の可能性がありますので、東京2020参画プログラム特設サイトで最新版を入手の上、提出してください

アクション申請

アクション申請 要件①

7つの要件

対象となるアクションは以下の7つの要件を満たすことが必要となります

適切性

オリンピックの価値（卓越・友情・敬意/尊重）、パラリンピックの価値（勇気・強い意志・インスピレーション・公平）や憲章の趣旨等に照らして、オリンピック・パラリンピックのムーブメント促進に適切と認められること

公益性

アクションの目的及び内容に公益性があること

参加可能性

アクションの対象者が広い範囲にわたること。また、無料の事業やボランティアを積極的に活用するなど多様な参加に向けた工夫をしていること

非悪質

アクションが公序良俗に反するもの、その他社会的な非難を受ける恐れのないものであること

非宗教
非政治

特定の思想、宗教の布教または勧誘及び政治的活動に基づいていないこと

安全性

アクションの実施にあたって、必要な手続きを行うとともに、事故防止、公衆衛生対策等に十分な設備と措置が講ぜられていること

非営利性

営利・宣伝を主たる目的としないアクションであること
また、入場料、参加料等が、事業の目的及び内容に対し社会通念上
適当な額であること

アクション申請 要件②

必要な要素

対象となるアクションは大会に関してのⅠ・Ⅱの要素条件を満たしていることが必要となります

Ⅰ. 3つの大会ビジョンにおいてそれぞれ1つ以上あてはまる要素を含んでいること

大会ビジョン①：全員が自己ベスト

- ・大会を契機に新しい取組にチャレンジしている取組である
- ・既存事業であっても新たな試みを取り入れている取組である
- ・その他

大会ビジョン②：多様性と調和

- ・開かれた取組であり、多様な人々が参加できる取組である
- ・人種、性別、地域、世代、障がいの有無等の違いを超えて、多様な交流が可能な取組である
- ・その他

大会ビジョン③：未来への継承

- ・単発の取組ではなく、2020年以降も見据えた取組である
- ・次代を担う若者を鼓舞する取組である
- ・その他

Ⅱ. 選択した分野のレガシーコンセプトにおいて1つ以上要素を含んでいること

レガシーコンセプトの詳細は「東京2020参画プログラムガイドライン」分野別審査基準（詳細）を参照

分野	レガシーコンセプト	分野	レガシーコンセプト
スポーツ・健康	① 誰もがスポーツを「する・観る・支える」社会の実現	教育	① 利便性・アクセシビリティやスポーツの価値の理解
	② アスリートが活躍する社会の実現		② 多様性に関する理解
	③ パラリンピックを契機とした共生社会の実現		③ 主体的・積極的な参画
街づくり	① エンバラー社会の実現・エンバラーデザインに配慮した街づくり	経済・テクノロジー	① 高性能な経済の構築
	② 魅力的で創造性を育む都市空間		② 地方や中小企業、多様な人材等の底力の発揮
	③ 都市の賢いマネジメント		③ 高齢化先進国への挑戦
	④ 安全・安心な都市の実現		④ 映像や多言語対応等による感動の共有
持続可能性	① 持続可能な低炭素都市の実現	復興	⑤ 障がいや年齢、性別、国籍を超えた、人に優しいバリアフリー（For All）
	② 持続可能な資源利用の実現		⑥ 防災・防犯・サイバーセキュリティ等における高信頼・高品質の安全
	③ 水・緑・生物多様性に配慮した快適な都市環境の実現		① 被災地復興への後押し
	④ 人権・労働慣行等に配慮した社会の実現		① オルグバノンでの参画
文化	① 日本文化の再認識と継承・発展	オルグバノン世界への発信	② 観光の活性化
	② 次世代育成と新たな文化芸術の創造		③ 日本の魅力等の世界への発信
	③ 日本文化の世界への発信と国際交流		
	④ 全国展開によるあらゆる人の参加・交流と地域の活性化		

アクション申請 要件③

事業の内容、告知等がマーケティングルールに則っていること

以下にあてはまる場合は、原則認証ができません

- ①主催、共催、協力等に非大会スポンサー企業の表示がある
- ②非大会スポンサー企業の製品・サービスが表示・展示されている
- ③飲食物の販売・提供等が行われる(屋台を含む)
- ④地域の物産展・マルシェ等が行われる
- ⑤非大会スポンサー製品を身に着けて登壇もしくは告知をする
(靴・ユニフォーム・時計・パソコン・カメラ等)

大会スポンサーについては、下記URLをご確認ください

<https://tokyo2020.org/jp/organising-committee/marketing/sponsors/>

大会スポンサー企業の製品・サービスカテゴリについては、マイページトップに掲載された「調達リスト」にてご確認ください (P.35も併せてご確認ください)

実施体制について

申請を行う組織・団体は、主催または共催の団体に限り (協力・後援等は不可)

原則、大会スポンサー以外の営利団体が含まれる場合は、認証できません

実施体制が同一の場合に限り、一つのアクション申請で複数の開催情報を申請できます

IOC及びIPCの知的財産権を保護し、ルールに則っていること

オリンピック又はパラリンピックの名称を含め、知的財産権を侵害してはいけません
詳細はP.4をご参照ください

実施場所について

原則日本国内で実施するアクションが対象となります

※海外での実施を希望する場合は、組織委員会にお問い合わせください

※アクション実施後、実績報告の提出が必要です

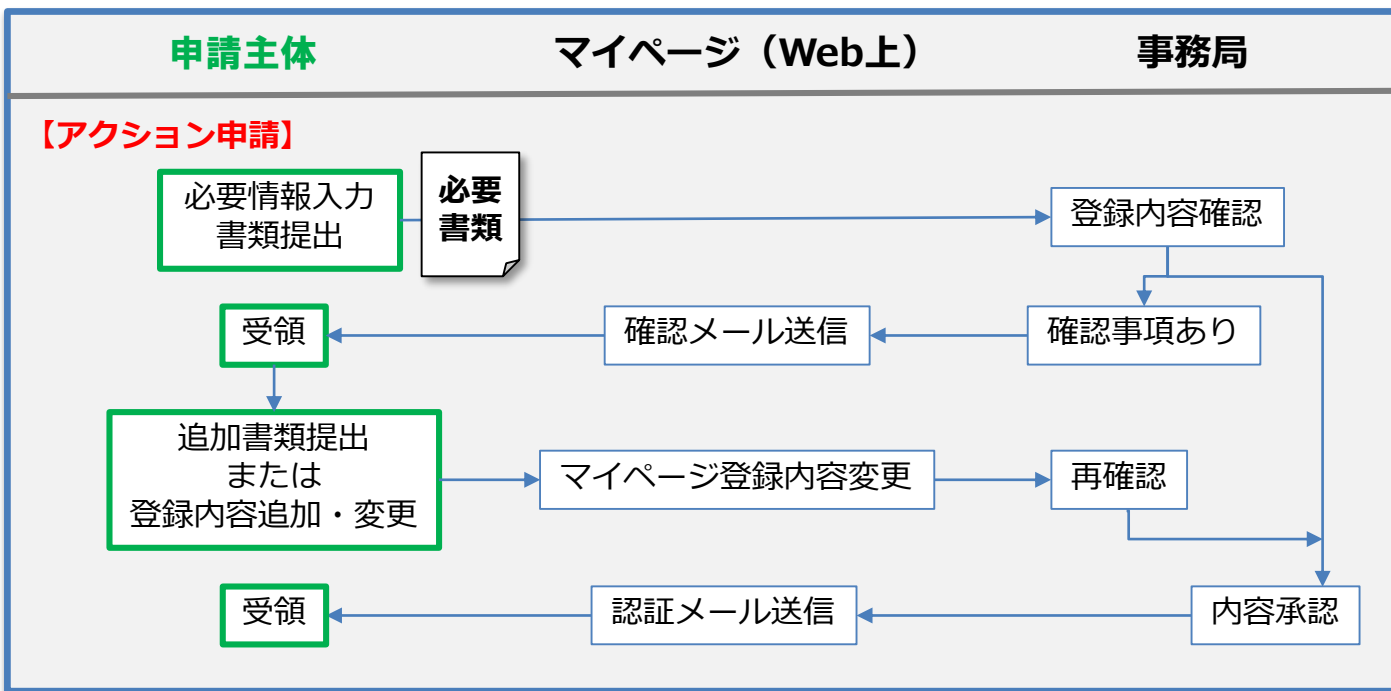
アクション申請 対象とならないアクション

- ・大会スポンサーのマーケティング活動を妨害するもの、影響を及ぼすもの及びその可能性のあるもの
- ・営利を目的とするもの
- ・企業・団体のPRや製品等の販売活動を主な目的とするもの
- ・特定の宗教の布教・勧誘又は政治的な宣伝・主張を目的とするもの
- ・寄付を主な目的とするもの
- ・連盟等の統括団体（会員組織の親睦や職能に関する共通利益の確保、諸権利擁護などを行っている団体）による活動で、成果の還元先が特定の団体に限られるもの
- ・すでに企画制作されたパッケージを購入する、いわゆる「買い公演」や営利を目的とする「招聘公演」
- ・コンテスト、コンクール等で、参加者が一部の権利者に限られるもの
- ・入場料、参加料等を徴収する場合、事業の目的及び内容に関して社会通念上適当な額とみなされないもの
- ・陸上競技大会予選などオリンピック・パラリンピックに関連したアクションであると誤認される恐れのあるもの
- ・会場内で物販や飲食物の提供が行われるもの
- ・その他IOC、IPCまたは組織委員会が不相当と判断したもの

アクション申請 申請の流れ

アクション申請フロー

マイページから申請を行います



アクション申請で提出する書類

必ず提出する書類

②-A	企画書 または 事業計画書・事業体制図	P.28
②-B	収支計画書	P.28

該当する場合に提出が必要な書類

②-C	入場料等料金体系が分かる資料	P.28
②-D	出展者一覧と出展料金が分かる資料	P.28
②-E	実行委員会等を構成する団体の一覧	P.30

アクション申請 申請の流れ

必要書類 ※指定の様式はありません

②-A 企画書 または 事業計画書・事業体制図

申請するアクションの概要が分かる資料

※指定の様式はありませんが、以下の情報が全て記載されていることを確認してください

《必要な情報》

・開催場所※ ・開催日時※ ・目的 ・事業概要 ・事業体制

②-B 収支計画書

申請するアクションの収支と内訳が分かる資料

②-C 入場料等料金体系が分かる資料

チケットなど料金に関する情報が分かる資料

※提出が必要なアクション：参加料、入場料等、アクションに参加するために料金を徴収するアクション

②-D 出展者一覧と出展料金が分かる資料

全ての出展者の名前が分かる資料

※提出が必要なアクション：展示があるアクション

②-E 実行委員会等を構成する団体の一覧

実行委員会を構成する全ての団体が記載された一覧

※提出が必要なアクション：実行委員会等が主催するアクション

詳細はP.30をご参照ください

➤ 全ての書類・資料は電子ファイル (pdf/jpg/png形式)にて提出してください

アクション申請の注意事項

文言使用における注意

《誤用例》

- オリパラ
- 五輪
- ~~リンピック

《使用が限られる例》

- （組織・団体）はオリンピック・パラリンピックを応援しています
※公認プログラムの対象となる団体および自治体のみが使用可

公認プログラム・応援プログラムにおける文言の使用における注意

《東京2020公認プログラムの場合》

- ・オリンピック・パラリンピック大会そのものであったり、組織委員会の主催と誤認されない表現としてください

《例》

【NG】 オリンピック・ウォーキング大会
(組織委員会が主催していると誤認される可能性がある為)

【OK】 オリンピックの盛り上げに向けたウォーキング大会

《東京2020応援プログラムの場合》

- ・「オリンピック」「パラリンピック」等の文言は、事業の内容等の説明文に使用可能です。事業・イベントのタイトルには使用できません

《例》

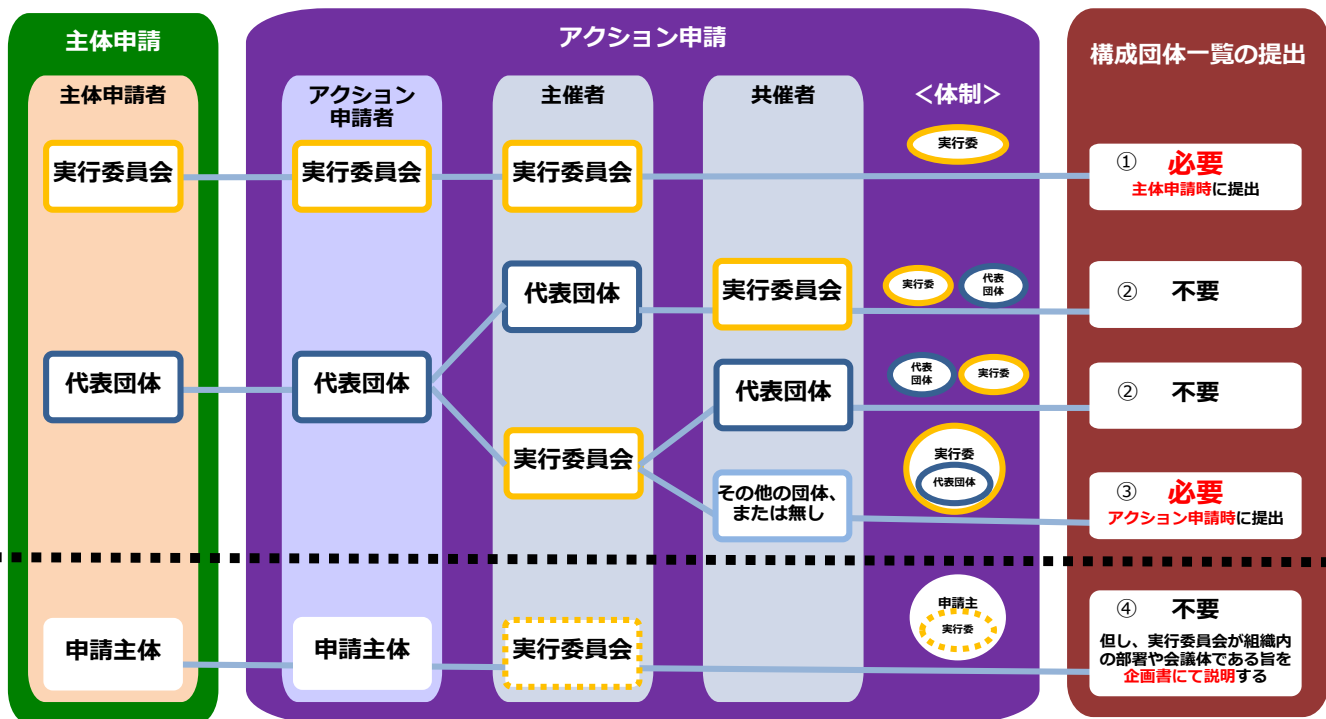
【NG】 事業名：オリンピック・パラリンピックに向けた〇〇〇〇大会

【OK】 事業名：〇〇〇〇イベント
事業概要：…オリンピック・パラリンピックに向けた〇〇〇〇を実施します…

アクション申請の注意事項

実行委員会等が関与するアクション - 1

【実行委員会等による主体申請、アクション申請の流れ】



※上図については、P.18「アクションの主催者が実行委員会等である場合の主体登録申請」をあわせてご覧ください

①主体登録済の実行委員会等が実施するアクション

実行委員会等の名前で主体登録申請を行っており、同委員会がアクション申請を行う場合
⇒追加書類の提出等は不要です

《例》

「●●実行委員会」で主体登録申請を行った団体が、アクション申請を行う

アクション申請を行う組織・団体	●●実行委員会	主催者・共催者	主催：●●実行委員会
追加対応	なし		

アクション申請の注意事項

実行委員会等が関与するアクション - 2

②主体登録済の組織・団体が、実行委員会等と共に実施するアクション

実行委員会ではない主体登録済の組織・団体が主催・共催としてアクション申請を行い、同アクションに実行委員会等が関与する
⇒追加書類の提出等は不要です

《例》

主体登録申請を行った「団体A」が主催、「●●実行委員会」が共催のアクションについて、「団体A」がアクション申請を行う

アクション申請を行う組織・団体	団体A	主催者・共催者	主催：団体A 共催：●●実行委員会
追加対応	なし		

③主体登録済の組織・団体が、実行委員会等に加わって実施するアクション

実行委員会ではない主体登録済の組織・団体が、実行委員会等に加わり、同委員会がアクションを実施する

⇒『実行委員会等を構成する団体一覧』の提出が必要です

《例》

「団体A」が加わる「●●実行委員会」が主催するアクションについて、「団体A」がアクション申請を行う

アクション申請を行う組織・団体	団体A	主催者・共催者	主催：●●実行委員会
追加対応	『●●実行委員会を構成する団体一覧』の提出		

④主体登録済の組織・団体内に設置された実行委員会等が実施するアクション

主体登録済の組織・団体の内部に設置された実行委員会が実施するアクションのアクション申請を行う場合

⇒実行委員会が主体内部の部署や会議体である旨を、企画書等に記載してください

《例》

主体登録申請済の「団体A」が、内部に設置された部署「●●実行委員会」が主催するアクションのアクション申請を行う

アクション申請を行う組織・団体	団体A	主催者・共催者	主催：●●実行委員会
追加対応	企画書内に以下の説明を記載する 『●●実行委員会は、団体A内に設置された、アクションを担当する為の部署であり、複数団体で構成されたものではない』		

アクション申請の注意事項

非大会スポンサー名がついた会場（命名権導入施設）で実施する場合

- ・ネーミングライツなど、非大会スポンサー名を含む名称の会場で開催する場合は原則、**会場の正式名称を表記**してください
- ・契約上やむを得ずネーミングライツによる会場名を表記せざるを得ない場合は**正式名称の後に括弧書きで表記**してください

《例》

正式名称が「●●競技場」、ネーミングライツによる名称が「××スタジアム」の場合

【NG】開催会場××スタジアム

【OK】開催会場●●競技場 または 開催会場●●競技場（××スタジアム）

非大会スポンサーが所有する会場で実施する場合

- ・大型ショッピングモールなどで実施する場合、会場が主催もしくは協力をしている事業との誤認を与えないように配慮してください

アクション申請の注意事項

キャラクターの使用

- ・キャラクターは、特定の団体や製品等のPR要素が強い為、**原則、使用できません**

《使用が可能な条件》

- ・以下のいずれかのキャラクターであること
 - ①自治体が定める公式キャラクター（自治体の公式キャラクターでも、収益を上げるキャラクターは認められません）
 - ②大会スポンサーの非営利活動のみのためのキャラクター

- ・告知物への掲載については、P.40をご参照ください

プロスポーツチーム名の表記

- ・プロスポーツチーム名を露出できません
- ・プロスポーツチームの選手が講師等の場合、プロフィールとしてプロスポーツチーム名を表記できます

《例》

プロスポーツチーム△△による競技指導がイベント内である場合の告知

【NG】 チーム△△交流ブース

【OK】 講師：○○選手（所属：チーム△△）による競技指導

施設が主催者となっている場合

- ・原則、アクションの主催者になれるのは組織・団体です
主催者情報に施設名（会館等）を入れたい場合は、施設名の最後に括弧書きで施設設置者（自治体名等）を記載してください

《例》

【NG】 主催：○○健康センター

【OK】 主催：○○健康センター（○○県）

アクション申請の注意事項

報道機関の取り扱い

- ・大会スポンサーまたは大会放送権者（JC）でないテレビ局、ラジオ局、新聞社は、広報媒体としてアクションの広報業務のみを担う場合、「協力」や「後援」等に入ることができます。ただし、「主催」や「共催」となることはできません

聖火リレーやトーチの取扱い

- ・聖火リレーには、大会本体とは別に、権利を保有する組織・団体があるため、聖火リレーやトーチに関連するアクションの実施を計画される場合は、参画プログラムコールセンターにご相談ください

大会スポンサーへの配慮

- ・アクションの実施時に、**やむをえず非大会スポンサーの製品を使用する場合**、企業名や製品名を隠す（マスキング）対応を行うなど、大会スポンサーへの配慮をお願いします

※大会スポンサーについては、東京2020公式サイトを確認してください

大会スポンサー以外の営利企業名の露出

- ・東京2020参画プログラムでは、大会スポンサー以外の営利企業名を露出できませんが、以下の場合は例外とします

《例外》

- ①テレビ局、ラジオ局または新聞社が広報媒体として、アクションの広報業務の協力、後援等を行っている場合
(但し、主催または共催はできない)
- ②映像、音楽、演劇、衣装その他の要素において、その権利者の協力が得られなければアクションの実施が不可能な場合
- ③アクション出演者の所属事務所を示す必要がある場合
- ④チケットに関する情報や問い合わせ窓口を表記する場合

新規調達について

アクション実施時の新規調達

アクション実施時の調達について以下の点をご注意ください

《東京2020公認プログラムの場合》

- ・新規調達（購入・レンタル等）の際には、アクション主体は適用法令に従う範囲にて**大会スポンサーからの調達機会を提供すること**
- ・やむを得ず非大会スポンサー製品を調達する場合であっても、非大会スポンサー製品について、アクション主体は実行可能な範囲にて企業名や製品名を隠す（マスキング）対応を行うこと

《東京2020応援プログラムの場合》

- ・新規調達（購入・レンタル等）の際には、アクション主体は適用法令に従う範囲にて**大会スポンサーからの調達に配慮すること**
- ・非大会スポンサー製品を調達する場合であっても、非大会スポンサー製品については、その露出に関し、アクション主体は大会スポンサーへの配慮を行うこと

調達リスト

アクション実施に調達が必要な場合、マイページトップページに掲載された「調達リスト」をご参照ください

「調達リスト」は東京2020大会のスポンサー契約をしている大会スポンサー企業の連絡先を整理した一覧表となっています。リストには大会スポンサー企業の製品・サービスカテゴリーが記載されておりますので、物品調達等を行う際にご活用ください
なお、「調達リスト」は調達機会提供のために作成されたものです。営業活動や協賛・協力の依頼等、目的外の利用はお控えください

マーク等使用申請

マーク等使用申請 要件

申請が必要となる場合

参画プログラムに認証されたアクションで、以下を使用する場合は、マーク等使用申請が必要です

«使用した場合にマーク等使用申請が必要となるマーク等»

- ・「オリンピック」「パラリンピック」「東京2020公認プログラム」等の文言
- ・参画マーク

等

マーク等使用に関する要件

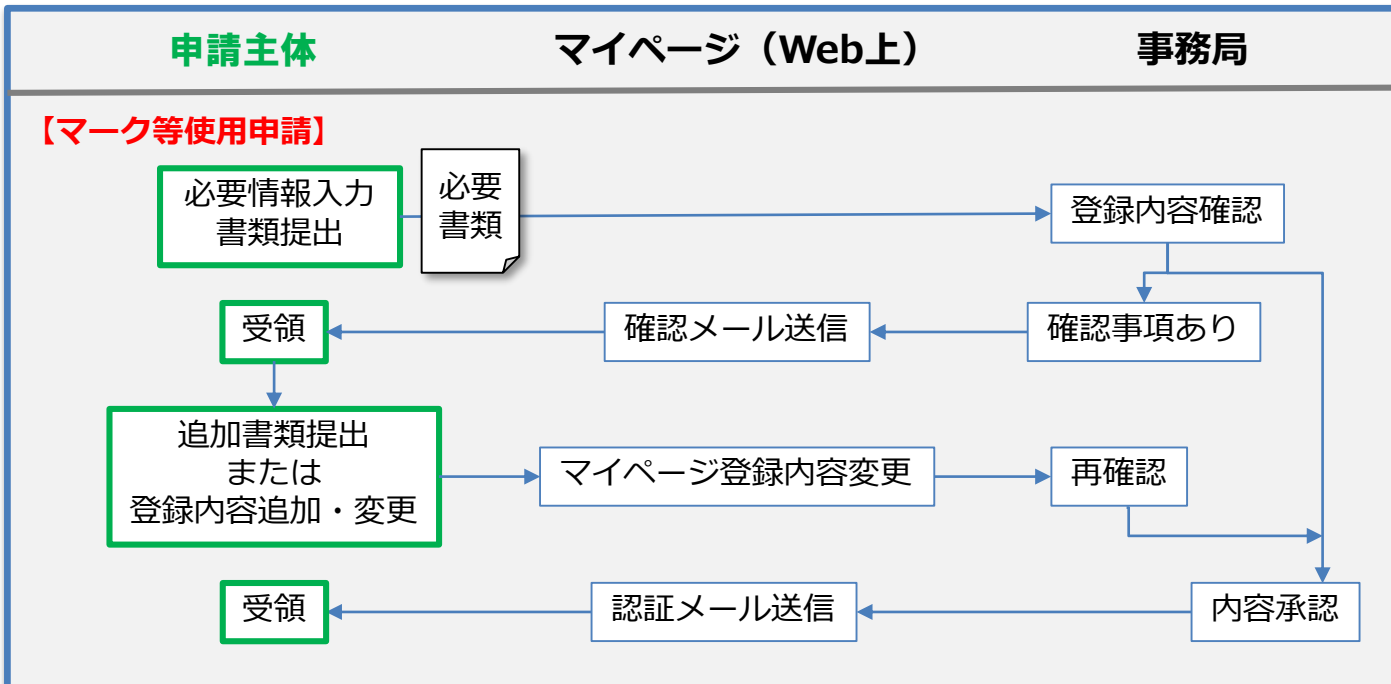
- ・参画マークには、最小サイズやクリアスペース等の規定があります。詳細は、『東京2020公認マーク/東京2020応援マーク ガイドライン』『東京2020参画プログラム マーク等取り扱い基準』をご確認ください
- ・同じ組織・団体が行う活動であっても、認証されたアクション以外に、マーク等を使用できません
- ・マーク等使用申請で認証された内容・場所以外では使用できません
- ・参画マークは、告知物・会場装飾物等にのみ使用できます。その他の用途（グッズ製作等）には使用できません
また、参画マークのみで使用できません（例：参画マークだけのポスターの作成）。必ずアクション名との併記が必要です

マーク等使用申請 申請の流れ

マーク等使用申請フロー

マイページから申請を行います

- ・マークを使用する媒体の名称とサイズを入力し、デザインデータを添付して申請してください
- ・ポスターとチラシが同じ内容であった場合や、チラシが複数種ある場合等も別媒体として扱います。すべてのアイテムを申請してください



マーク等使用申請で提出する書類

③ マーク等を使用する制作物のデザインデータ

- ・完成データで申請してください
写真が仮置きだったり、「マークがここに入ります」の表記があるなど、制作途中のデータでは確認ができませんのでご注意ください
- ・マークデータは、アクション認証後にマイページ上で提供するイラストレーター (AI) データをご使用ください。やむを得ず他の形式のデータが必要な場合は、参画プログラムコールセンターまでお問合せください

▶ 制作物のデザインデータは電子ファイル (pdf/jpg/png/ai形式)にて提出してください

マーク等使用申請の注意事項

マークの使用について

告知物等で参画マークを使用する場合は、正しく使用してください
 以下は誤った使い方により使用が認められない例となります



マークを変形させる



マークを傾ける



マークの構成要素のサイズバランスを変える



マークに影をつける



マークの書体を変える



マークに規定以外の色を使う



他のマークと組み合わせる



最小サイズ以下で使用する

➤ 詳細は「東京2020公認マーク／東京2020応援マークガイドライン」をご参照ください

マーク等使用申請の注意事項

キャラクターの使用

- ・キャラクターは特定の団体や製品等のPR要素が強い場合、参画マークとキャラクターを共存させることはできません
- ・同一平面上になくとも同じ制作物の中にあり、かつ同一内容内の場合（マークを表紙に記載し中面にキャラクターが記載されている場合など）も共存とみなします
- ・共存できるキャラクターを使用する場合は、公認マーク・応援マークと十分に距離をあけて配置してください（共存できるキャラクターについては、P.33をご参照ください）

写真使用

- ・写真が使用されているチラシやポスターなどにマークを使用する場合、写真の肖像権、著作権等、権利関係を必ず処理してください
- ・非大会スポンサーのマーク等の映り込みがない写真を使用してください

非大会スポンサーが所有する会場で実施する場合

- ・大型ショッピングモールなどで実施する場合、会場を示す等最低限の表記に留め、**会場のPRにつながる表記**はしないでください

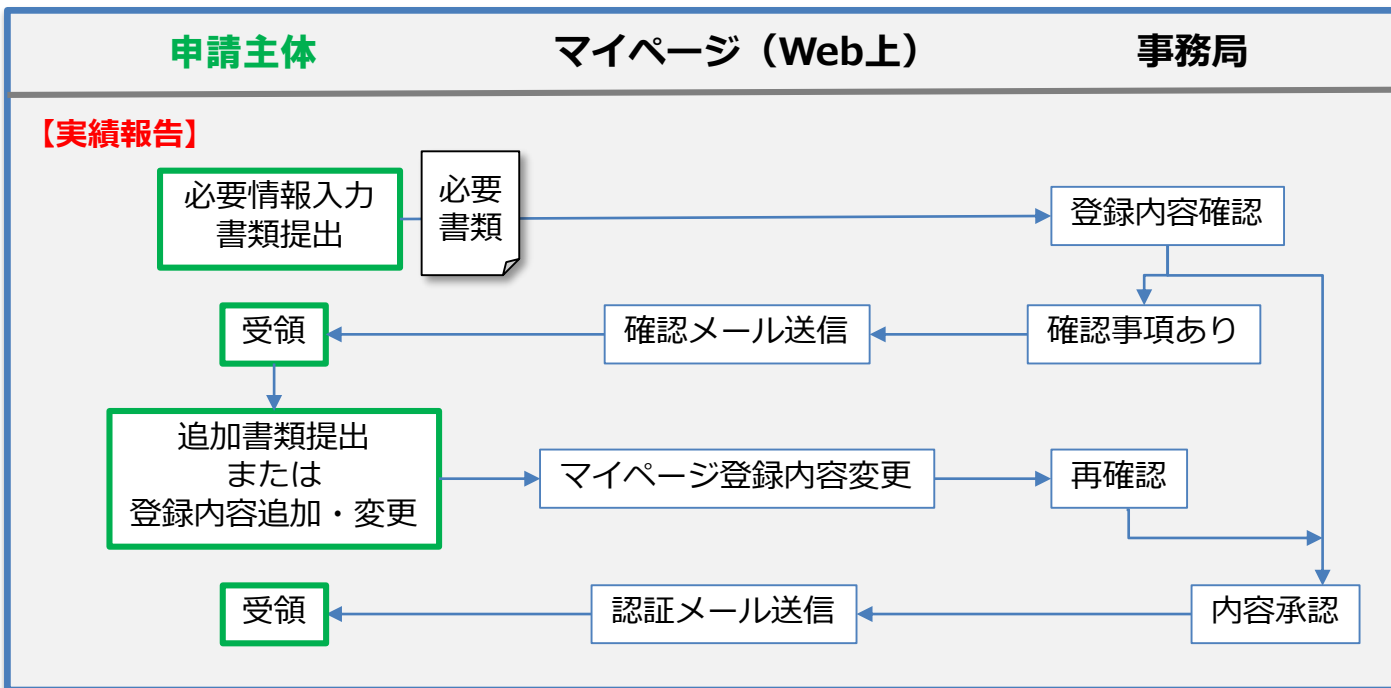
実績報告

実績報告 報告の流れ

実績報告フロー

マイページから報告を行います

- ・アクション終了後、2カ月以内に報告を行ってください
- ・荒天等の理由によりアクションが中止になった場合は、その旨を報告してください



実績報告で提出する書類

必ず提出する書類

④-A	事業報告書 または ニュースリリース	P.43
④-B	開催時の記録写真	P.43

※アクションが中止になった場合は、報告書・記録写真の提出は不要です

実績報告 報告の流れ

必要書類

④-A 事業報告書 または ニュースリリース

アクション実施による成果が具体的に分かる資料を提出してください

※指定の様式はありません

②-B 記録写真

アクションの内容を記録した画像を1~2点、提出してください

報告に使用する写真は、予め肖像権、著作権等、各種権利を処理してください

➤ 全ての書類・資料は電子ファイル（pdf/jpg/png形式）にて提出してください

- ◎ 認証されたアクションの情報は、東京2020参画プログラム特設サイトなどで公開します
 - ▶ 公開を希望しない場合は、アクション申請時に、「ホームページ表示」項目欄の「無」にチェックを入れてください
 - ▶ ホームページ掲載開始希望日を入力して登録することで、希望日以降の公開が可能となります。プレス発表後の掲載を希望する場合等にご利用ください

- ◎ 認証された主体・アクションの情報は、東京2020組織委員会が認める第三者のサイト等で情報公開する場合があります

- ◎ 実績報告内容は、画像とともに東京2020参画プログラム特設サイトなどで公開する場合があります
 - ▶ 報告内容はIOC、IPCへの報告資料や各種説明会・会議等でも使用します
 - ▶ 報告に使用する写真は、肖像権、著作権等、各種権利を処理してください

- ◎ 申請または認証された情報は東京2020組織委員会の判断のもと、以下の団体に情報提供を行います
 - ❖ 政府
 - ❖ 地方自治体
 - ❖ 組織委員会が認める関連団体

東京2020参画プログラム特設サイト上で公開される情報が最新であり、
全てに適用されます

- ▶ガイドライン等も随時改定しますので、必ず最新情報をご確認ください
- ▶必ずアクション認証ごとにマークデータをダウンロードし、最新データをご使用ください

東京2020参画プログラムに関するお問合せは下記までお寄せください

東京2020参画プログラムコールセンター

0570-00-6620（有料）

受付時間：平日9:00～17:00 ※土日祝日、年末年始を除く